

伊達行朝朝臣勤王事歴卷之1 (大槻文彦)

伊達家史叢談卷之1 (伊達邦宗)

99. 「泉嶽村」はどこか

問 「泉嶽村」はどこか。

答 「泉嶽村」⁽¹⁾とは、明治22年4月1日市町村制実施の時、旧来の福岡⁽²⁾・朴沢⁽³⁾・根白石⁽⁴⁾・西田中⁽⁵⁾・小角⁽⁶⁾・実沢⁽⁷⁾の6か村を合併して成立した新村の村名で、8年後の明治30年7月2日「根白石村」⁽⁸⁾と改称しました。この改称の理由についての確たる資料はないのですが、「泉市誌」上巻に『泉嶽村という山を冠した村名は対外的に好ましくないとして改称したと巷間に伝わっていた。』と記されています。

その後、この根白石村は、昭和30年4月10日、七北田村⁽⁹⁾と合併して泉村となりました。泉村は、昭和32年8月1日町制を施行、更に昭和46年11月1日市制施行、泉市となり、人口13万、仙台市に次ぐ県内第2の大都市に成長発展しました。

注(1) 「根白石村史」(根白石村)に、『明治二十二年四月一日町村制実施に際し、根白石・福岡・朴沢・小角・西田中・実沢の六か村が合体して泉嶽村となった。明治二十五年の人口五、〇〇二戸数五五〇。泉嶽の山麓に位置し、山林原野の面積が非常に多い農山村であった。明治三十年七月二日村名を根白石村と改称した。』とある。

「新撰宮城県分界地図」(遠藤忠太郎。明治26)に「泉嶽村」が図示されている。P. 452の「156「泉ヶ岳」の表記」参照。

注(2) 「泉市誌」上巻に『福岡村(古くは婦古岡邑ともある)。泉ヶ岳全山から長谷倉川・七北田川右岸を根白石村〔旧〕境と花輪川左岸までと市域中最広範にわたっている。泉ヶ岳は、往古萱野嶽とか白石嶽・旭嶽・泉ヶ嶽などと呼称された。さらに往古は、統日本紀に五道の内の鷲座^{わしくら}とあるのは今の福岡であるという。泉ヶ嶽山麓ともいうべき村内中央北部長谷倉川(朴沢川)と清川との間に、独立した峨々たる屏風岳がある。西から東に約六〇〇メートルも長く一線の長峰(標高二九一メートル)馬の背様の山頂で、屏風のごとき山容である。この屏風岳の東隣りの山嶺に、古代に祀られたという鷲倉大権現(今の鷲倉神社)がある。仏字には川崎阿弥陀堂と和泉薬師堂があげられる。阿弥陀堂の本尊阿弥陀如来立像は、安阿弥快慶の作といわれるが、この堂は政宗の祖父晴宗の妹懸田御前の墓所ではなかったかとの説がある。懸田御前は晩年川崎に隠棲しここで慶長一三年〔1608〕五月二日没している……。福岡上の原地区の奥地山中(金畑)に相原〔すぎのはら〕氏の屋敷があった。相原氏

は相原新左衛門守範の女浄休孺人品が祖で、品〔仙台市荒町仏眼寺に墓があり、森鷗外の史伝「相原品」のヒロイン。〕は江戸品川第に仕え三代伊達綱宗の側室となった。後品は尼となり浄休院と号し、俸一〇両二〇口〔20人扶持〕を増賜されたというが、この浄休院の一族が金畑に居住したらしい。地方では相原品は遊女高尾の子孫だと伝わっている。……

城の内東南前方は広く耕地が展開して、根白石大耕地を形成している。〔下略〕』とある。

注(3) 「泉市誌」上巻に、『七北川上流泉ヶ岳と北泉ヶ岳を水源とする長谷倉川左岸の山岳蘭山・長倉山・小屋森等の山々に続く段丘平地に展開した村である。背後北東の丘陵は、黒川郡境で宮床摺萩溜池に注ぐ鱒滝川が郡境である。〔下略〕』とある。

注(4) 「泉市誌」上巻に、

『根白石村については、安永風土記御用書出が全くないので当時の村況は不明であったが、最近書出のほんの一部が天保時代から村肝入を勤めていた根白石字町頭鷲尾家の文書の中から発見された……

七北田川を中央に展開する耕土と、北東の丘陵と西方丘陵花輪山で形成された村である。平安の昔「和名類聚抄」で、宮城野一〇郷と呼ばれたころ、根白石地方は白川郷と呼ばれたことが伝えられている。封内風土記に根白石の地名について、「往古頼朝東征時、過山下河辺有白石 倚此休馬以賞戦功 土人呼其地 称判在家 所以与感状印璽于此 自是後人呼根白石 往時之巨石今已亡」とある。一説に頼朝東征の際大鹿を追いきたり、川向かいの大鹿を射たところ鹿にあらず白い巨石であった。頼朝それで根白石と呼ばしめたという。地元ではこの石を根白石村名起原の石として天保年間に祀っている。この地は後に国分氏領となり、さらに後国分氏家臣白石参河守景氏が、根白石川向かいの丘陵に白石城を築き居住したという。西北周囲に巨大な空堀があって城跡であることが確認される。白石城跡に宇佐八幡神社が祀られてあるが、石に刻された棟札に、弘治二年〔一五六〇〕八月豊前国宇佐宮より分神して、国分主参河守城中に勧請〔かんじょう〕鎮守とある。また城跡内に、伊達政宗祖母裁松院殿が天正一十九年〔1591〕から三年間隠棲居住し逝去、遺言による墓所があり、城跡西隅に城主白石氏の姻戚黒川三郎季氏の墓がある。また福沢に福沢館跡があり、高木氏の館で、古内主膳が幼時居住した。〔中略〕根白石町は、中央聚落地で町を形成し上町（松覚院の門前で門前町ともいった）・中町・下町と区分され、昔から中町から下町まで街道の中央に用水道が設けてあって、中水道の白石町といって有名であった。しかし大正一三年中水道を廃止して西側サイドに移し街道を広くした。』とある。

注(5) 「泉市誌」上巻に、

『泉ヶ岳の南方にのびた丘陵稜線が延寿山に続き、ここから隣村芋沢村〔現宮城町分〕境の杭城山から東方にのびた二つの分岐丘陵沢地に展開した村である。一つは花輪山丘陵で、一つは萱場山丘陵である。杭城山の水を集めて東流する田中川に沿う部落と、同じく杭城山南

方の溪水が流れる萱場川段丘と、他に花輪川流域の集落である。……田中村は比較的平均耕地が多かった。……田中村には用水堀が一五もあり、堰も九つと多い。』とある。

注(6) 「泉市誌」上巻に、

『小角村は小岳村ともいった。根白石・西田中・実沢の各村を境として、七北田川を中央にして左岸を東地区と、右岸側を窪地区といているが、根白石地方で最小の村である。……また御林はないが、根白石村にあった本宮主馬御預御林檜山の山守を仰せつかっている。檜山は根白石上田上で、小角村と隣接していた。檜山は仙台藩士の馬具・鉄砲台等の原木となる檜の苗木を宝暦一四年（一七六四）から一万本を、一一年かけて植林したことが書出に記録されている。檜山の小名はないが、この山地を今でも檜山と呼んでいる。……大満寺は古刹七北田洞雲寺の末寺で、寛文年間伊達二代藩主のころ家老〔奉行〕を勤めた古内主膳の菩提寺である。寺格は着座格で二貫四〇五文（二四石五升）の寺領を賜わっていた。義山忠宗の御位牌が安置され、古内主膳（岩沼領主）一家の墓所がある。七北田左岸今宮の貴船神社は、往古陸奥国留守を拝命した留守氏の氏神として利府にあったが、後元禄時代〔1688～1704〕四代藩主綱村によって塩釜神社境内からこの地に遷宮されたこと伝えている由緒深い社である。以前は小角の一村鎮守は春日明神であったが、貴船社の遷宮により貴船社が村鎮守になった。書出に古館として小岳城ともいった窪上館があって、当時古内鉄右衛門御屋敷とある。鉄右衛門の先祖古内近江守の屋館の由とある。七北田川に花輪川が注ぐ崖の上の台地で、……最近まで巨大な土塁に囲まれた平城の館跡であった。……貴船社の上手堂ヶ沢小名白藤に坂上田村麻呂の伝説にかかわる白藤観音堂がある。昔から仙台をはじめ周辺地方の信仰を集めた観音であった。今でも伝説に因む白藤の巨木は見事な花を見せている。』とある。

注(7) 「泉市誌」上巻に、

『旧根白石村の最東南部で、根白石・小角・西田中を西北に、南部は宮城町・仙台に、東部を野村・上谷刈に境する村で、七北田川段丘に展開した村である。往古山の邑ともいわれた。山二つ八乙女山・寺岡山で、御林は中山・寺岡・立田・新松・釜ヶ沢・西山・露払・細網・大鳥屋・八乙女新の一〇ヶ所である。堤は一〇ヶ所、堰は七北田新堰ほか五ヶ所である。持高は比較的大きな村で、特に御蔵入地が御給所の四・八倍もあって、恵まれた御百姓が多かったと思われる。端郷として、今西田中となっている露払がそれである。古館とし山の内館と西館の二つがある。山の内館は中世時代から、大河戸氏・山村の宮・山内須藤氏らの居城と伝え、最後に天正年間〔1573～1592〕須藤刑部落城という変遷の歴史が綴られた悲劇の城址で、それ故に山村城とか山野内城などと呼ばれている。西館は八乙女氏の古領であった。書出にはないが、他の記録に残る古館に、寺岡山東麓に立田館があって、横沢将監の居住と伝えている。実沢村の端郷として露払があるが、西田中東部の丘陵萱場山の東端の地で、

この端郷は明治二二年の合併のとき実沢から分離して西田中地区に編入された。』とある。

注(8) 「宮城郡誌」(宮城郡教育会)に、

『(地勢)

西部及び北部は、泉ヶ岳を始めとし宝森・屏風が岳・荒蕪山等の諸山、恰も大小の栄螺〔さざえ〕を倒まにしたるが如く圍繞し東南は一帶の台丘を負ひ、其の間田圃相連り、中央に六百町歩の耕地を有し、地味肥沃乾湿宜しきを得、東方僅かに開けて田圃点綴して七北田村に接す。

(沿革)

往昔の事は漠として知るに由なし。伝ふる所に拠れば、「茅野平」と称する地帯なりしと。平安朝の末期藤原三代の隆盛時代にありては、山道の衝路にして、堂所・番堂山又は判在家の地名により、先住民族の棲生蕃殖の遺趾を挙証するに足る。鎌倉以還国分盛重此の地を領し、国分荘に属す。国亡びて藩祖政宗の領土に帰するや、歴世藩主の直轄にして明治の維新に至るまで敢て渝〔かわ〕らざりき。維新の始め藩制の改廃と共に、肝入の称号は村扱に変じ、更らに戸長の名称起り、更らに大小区制を布くに当り、明治六年本郡第二大区の所轄に属し、小角・根白石・福岡・朴沢・西田中の五ヶ村を一団として小二区に編入し、同九年区制を変更し、今の広瀬・大沢〔現宮城町分〕の二ヶ村及び七北田村の部分に合わせて十八ヶ村を結び、小十四区に編入せられたり。同十一年区制を廃して町村編制法を布く。此の時に当り、戸長を公選す。同十七年七月根白石村外五ヶ村聯合戸長に改む。戸長の任免は地方長官の権限に属す。役場を根白石村字町東沼田三右衛門宅に置く。

(町村制)

明治二十二年四月一日町村制実施さる。此の年三月九日県令第八号を以て、区域及び名称を県内に頒布す。町村名、泉嶽村。旧町村名、根白石村・福岡村・西田中村・朴沢村・小角村・実沢村。

同二十七年役場を現在の地に建置し、同三十年九月七日泉嶽村を根白石村に改む。県告示第一三四号を以て村名改正の件を告示す。〔下略〕』とある。

注(9) 「宮城郡誌」に、

『(地勢)

地勢次第に東より西に高く、北部に広く南部に狭く、其状不規則なる南北に長き多辺形をなせり。冠川〔かむりがわ〕即ち七北田川の水は、本村の稍や中央を西より東に面して二里十丁を通じ、広瀬川は本村の南部を流ること僅かに二十丁、而して七北田川の兩岸には、幅数丁に亘る小平野、西より東に続いて岩切村境に近づき次第にその広さを増す。其の小平野の南北は小田相続き山地は全村二分の一を占む。

(沿革)

七北田外六ヶ村の旧村部落は宮城^{××××××}三十二ヶ村〔国分33か村。P. 247の注(1)参照。〕のその一なり。慶長八年〔1603〕藩祖政宗、治府を岩出山城より仙台城に移すに当り、七北田村市名坂村を合わせて宿駅とし、〔元和9年〔1623〕になってからであった。〕

仙台藩以北の侯伯諸公参覲交代の重要道路となせり。明治四年大小区制を布く、同七年画劃更正の挙あり、松森・七北田・市名坂・野村・上谷刈・古内・実沢の七ヶ村を合わせて小三区に編入す、（北根は小四区）同九年管轄区域を拡張し十八ヶ村を小十四区に編入し小区の区務所を宮城大区務所に併合す。（松森小十一区、荒巻・北根小九区）。同十一年大小区の制を廃止して郡区の編制を行ふ。初め公選戸長〔を置き〕後ち官選戸長に改めて町村制実施の暁に及ぶ。

（町村制）明治二十二年四月一日より実施の準備として疆域〔きょういき〕を協定せり。荒巻村の内字山上清水・滝前・宮裏・上郡山・中ノ沢部落は、仙台市に編入せられて後ち明治二十二年二月九日、県令第八号区域名称更正を發布す。

町村名、七北田村。旧村名、上谷刈村・古内村・野村・七北田村・市名坂村・松森村・北根村・荒巻村。〔下略〕』とある。

旧北根・荒巻両村の区域は、昭和6年4月1日仙台市に合併した。

- 資料 宮城県根白石村史（根白石村）
新撰宮城県分界地図（遠藤忠太郎）
泉市誌上巻（泉市）
宮城県町村合併誌（宮城県総務部地方課）
宮城郡誌（宮城郡教育会）

100. 「ずぼら」と「ずぼら」

問 仙台で、だらしないこと、なげやりなことを「ずぼら」というが、「仙台市史」や「宮城県史」の方言の部に、この「ずぼら」を別な意味に書いてある。それは何故か。

答 「ずぼら」には、たまたま、方言としての「ずぼら」と、同音別語の標準語としての「ずぼら」があるのです。

「仙台市史」第6巻の内の「仙台方言」（藤原 勉）。「宮城県史」20の内の「方言（藤原 勉）に、それぞれ、『浜荻⁽¹⁾「づぼら 鱸〔ぼら〕の七八寸なるをいふ。』『ずぼら 浜荻「づぼら 鱸の七八寸なるをいふ……」図〔づ〕ないぼらで大ぼらであろう。』と鱸の方言としての「ずぼら」を載